約款規定　新旧対比表

以下のとおり、約款規定（下線箇所）を改定します。

［改定内容］

・無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）の保障対象となる特定難病に「遺伝性痙性対麻痺」「HTLV-1 関連脊髄症」の２つを追加します。

・約款改定日前に締結した既契約については、追加した２つの難病を約款改定日以後に発病した場合に限り保障対象とします（難病の原因となった疾病がある場合は、その疾病も約款改定日以後に発病したものであることを要します）。

［約款規定／新旧対比表］無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）特約条項　別表３

改定後	改定前
別表３　対象となる特定難病 対象となる特定難病とは、平成２６年１０月２１日厚生労働省告示第３９３号および平成２７年５月１３日厚生労働省告示第２６６号に定められた指定難病のうち、次のものとします。 （１）　球脊髄性筋萎縮症 （２）　筋萎縮性側索硬化症 （３）　脊髄性筋萎縮症 （４）　シャルコー・マリー・トゥース病 （５）　封入体筋炎 （６）　遠位型ミオパチー （７）　先天性ミオパチー （８）　筋ジストロフィー （９）　脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。） （ただし、遺伝性痙性対麻痺に限ります。） （１０）　ＨＴＬＶ－１関連脊髄症	（同　左） （新　設）

以　上